

徳島県公安委員会告示第4号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第5条の3の2第1項に規定するクロスボウの取扱いに関する講習会を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第19条の2第2項の規定により告示する。

令和6年4月19日

徳島県公安委員会委員長 北 島 義 貴

1 開催の日時及び場所

令和6年に開催する現に法第4条第1項第1号の規定によるクロスボウの所持の許可を受けている者に対して行う講習会（以下「講習会」という。）の日時及び場所は、次のとおりとする。

開催日時	開催場所
5月29日（水）午前9時30分	徳島板野警察署
10月23日（水）午前9時30分	美馬警察署

2 受講手続

(1) 講習の申込みの受付

講習の申込みの受付は、受講を希望する講習会の開催日当日に、開催場所の会場で行うものとし、午前9時から午前9時30分までの間に受け付ける。

なお、この受付時間以外の受付は、行わない。

(2) 提出書類

講習の申込みの際は、講習受講申込書（銃砲刀剣類所持等取締法施行規則（昭和33年総理府令第16号）第20条に規定する講習受講申込書をいう。）1通を提出すること。

なお、この申込書には必要事項を記入の上、写真（申込前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのもので、裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの）を貼り付けること。

(3) 手数料

講習会の手数料として、3,000円に相当する金額の徳島県収入証紙を、講習の申込みの際に納付すること。

(4) その他

受講者は、受付の際に住所、氏名及び生年月日が表示された本人であることを確認できる書類（学生証、運転免許証等）を提示すること。

3 講習

(1) 講習時間等

講習会の講習時間は、午前9時30分から午後零時30分までとする。

(2) 講習に持参するもの

ア ボールペン（黒色）

イ HB又はBの鉛筆（シャープペンシルも可）

ウ 消しゴム

(3) 講習修了証明書の交付

講習会の講習を修了した者のうち、当該講習に係る事項を修得したと認められる者に対して、その当日に講習修了証明書（法第5条の3の2第2項に規定する講習修了証明書をいう。）を交付する。

4 その他

講習は、開催場所の警察署会議室を使用する予定であるが、都合により変更する場合がありますので、事前に開催場所の警察署生活安全課に確認すること。